

令和2年度（2020年度）
「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立住吉中学校

1. いじめの定義について

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

(注意1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。」

(注意2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。

(注意3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注意4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注意5) けんか等を除く

文部科学省の HP (<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336269.htm>) より

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省の HP

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340773.htm)

2. 本校のいじめに関する基本姿勢について

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「住吉中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ事案に対して未然防止及び早期発見・早期解決をするために、全職員が共通認識を持って日々の教育活動にあたる。

3. いじめの未然防止について

① いじめの未然防止についての考えかた。

いじめを未然に防止するために、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。本校では人権総合学習を柱に、お互いが違いを認め合い、共に尊重できる集団を育成することによって、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることのできる環境づくりを進めていく。また全ての生徒が、授業や行事に主体的に参加できる場面を設定していくことで、自己有用感や充実感を感じられる環境を整えることが、いじめの未然防止の観点からもとても重要である。

② いじめの未然防止に関する取組み

1) 授業におけるいじめを未然に防止する取組み

- 生活指導の基本は日々の教科指導であり、学力向上を図ることはもちろんのこと、仲間と共に社会のルールを授業で学び、お互いを尊重できる集団を育成する。
- 国語・数学・英語において習熟度分割授業を行い、生徒一人ひとりの基礎学力を向上させ、授業や学校生活が面白いと自覚させることで、安心して学べる環境を作る。
- 各学期に研究授業を行い、職員間でお互いの教授法を確認及び研究することで、生徒にとってわかりやすい授業ができるようにする。

2) 自己有用感を高める取組み

- 部活動を中心に生徒会活動を活発に行い、自分たちの学校を自分たちの手で良くしていく意識を育成する。
- 地域行事のボランティアなどに積極的に参加し、普段の学校生活などでは経験できない体験をすることで、新たな自分自身の発見や、地域の方とのつながりを深める。

3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- 人権総合学習を軸に、共生・国際理解・地域連携など、多角的に指導をおこな

い、命の大切さやお互いを思いやる気持ちを育み、差別など絶対に許さない教育を徹底する。

- 「班づくり」を通じて仲間関係を大切にする集団づくりを進め、お互いを深く知ること、仲間の些細な変化を生徒自身が気づき、寄り添える集団を育成する。

4) 学校自己評価及びいじめアンケートの実施

不登校やいじめのいじめ未然防止のために年間計画に位置付けられて実施される取り組みの効果を検証するために学校自己評価のアンケートを実施する。実施時期については、各学期の懇談会前後に設定し、その結果をいじめ問題対策委員会にて協議する。

4. いじめの早期発見への取り組み

1) 早期発見の基本について

- 生徒の小さな変化や危険信号に気づく。
- 気づいた情報を迅速かつ確実に共有をする。
- 情報に基づき速やかに対応する。

2) いじめの早期発見の取り組み

- 毎朝の登校指導で生徒たちの些細な変化を見つけ、担任及び学年に情報を伝えることで、早期に情報の収集を図る。
- 休み時間など、教室に教師のいない状態を避け、生徒たちの変化に気付けるように努める。
- 2学期・3学期に教育相談を実施し、生徒たちの抱えている悩みなどを把握する。場合によっては担任・学年だけではなく、学校全体で対応を行う。
- 気になる生徒に対しては、早期に面談を行い情報収集に当たる。また並行して家庭訪問など保護者との情報の共有及び連携をおこなう。

3) いじめ調査アンケート

学期ごとにいじめ調査をおこない、生徒の実情を把握する。

4) いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ防止対策推進法」第22条で明記されているように、本校では『いじめ問題対策委員会』を設置し、組織的な対応が取れるようにしている。構成メンバーは以下のとおりである。

生徒指導主事、同和教育主担、養護教諭、管理職及び必要に応じて、当該学年の生活指導担当、担任、学年代表が入り、臨機応変に対応できるようにする。

5. いじめ対応フロー図

教職員研修について＝年に2回校内研修を実施する。

スクールロイヤーを講師とした校内研修 等

教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修 等

早期発見のために＝・日々の観察 ・いじめアンケートの実施（学期に1回以上＝年に3回以上）

・教育相談の実施（学期に1回以上＝年に3回以上） ・SCによるカウンセリング

・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員 ・いじめと疑われる行為を発見した ・生徒から相談や訴えがあった ・外部から通報があった
・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭 ・いじめ問題対策委員会の開催

【協議内容】初期対応の検討

・把握できている情報の共有

・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法

→ 初期段階より SC による心のケア

被害生徒

加害生徒

その他の生徒

いじめ問題対策委員会

（校長・教頭・生徒指導主事・同和教育主担
養護教諭・担任必要に応じて、SC・SSW）

・聞き取り方法（どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか？聞き取る内容は？）

担任・学年所属教員・生活指導部長・生徒指導主事等 ・生徒からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

・聞き取った情報の共有

・更なる事実確認の必要性の有無

・被害生徒への具体的な支援の方法（どの教職員が、どのような支援を、
どのように行うか？）

・加害生徒への具体的な指導の方法（どの教職員が、どのような指導を、
どのように行うか？）

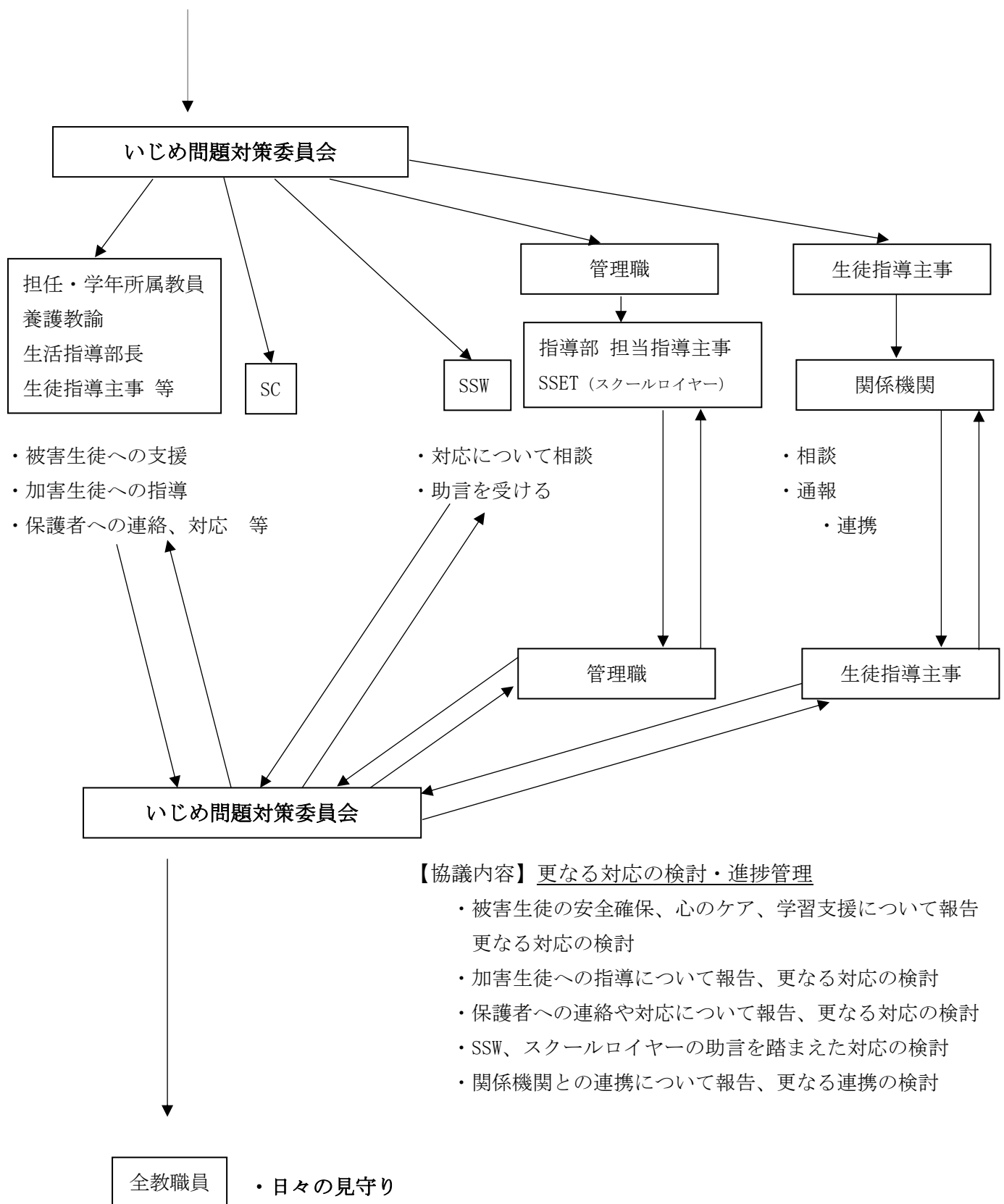
・保護者への連絡について（どの教職員が、どのような方法で行うか？説明
する内容は？）

・関係機関との連携について（連携の必要があるか？）

連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか？）

・その他の生徒への働きかけの方法（どの教職員が、どのように行うか？）

いじめ問題対策委員会



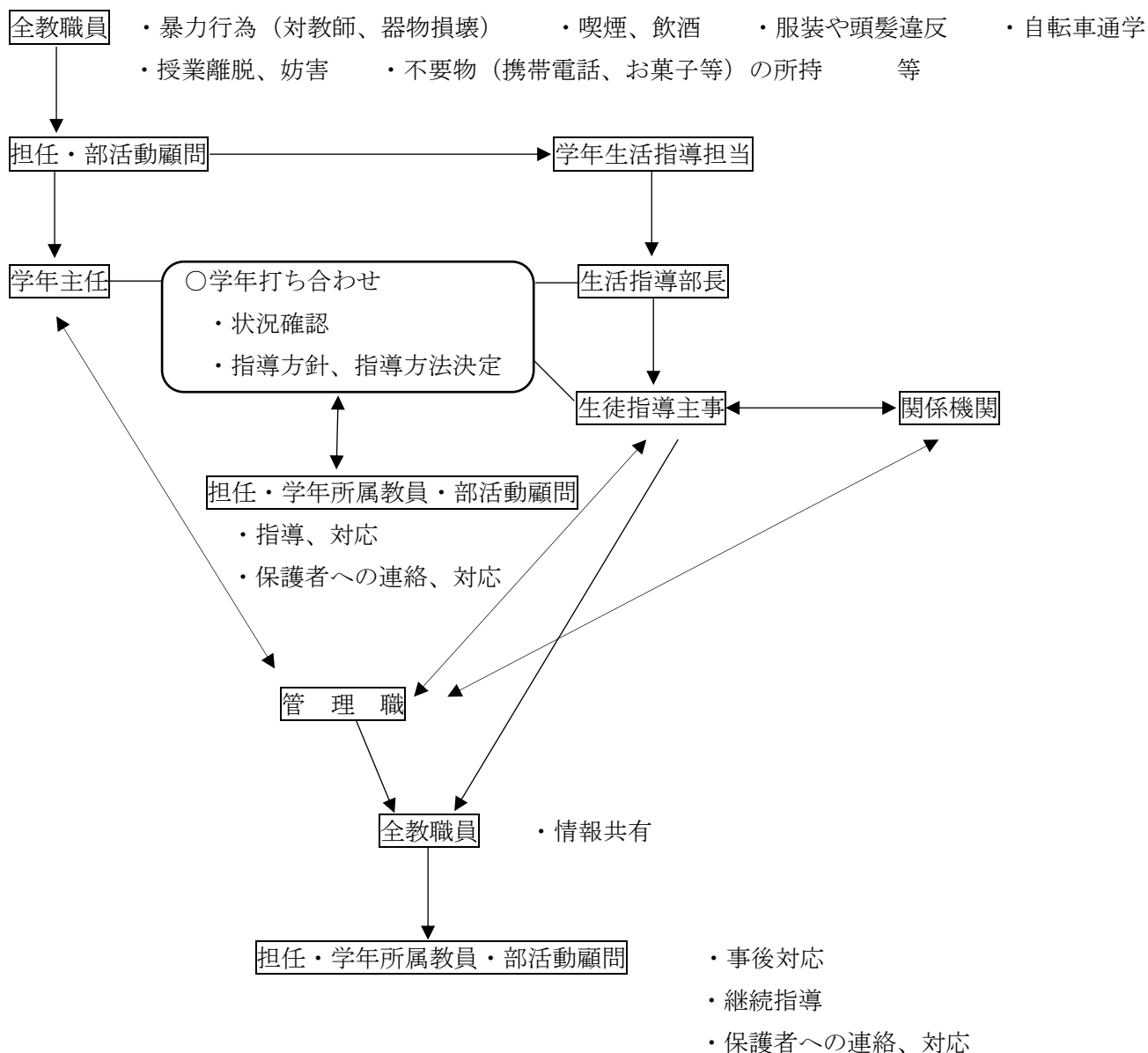
「被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。」

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。